

(別紙2)

全国手をつなぐ育成会連合会 災害支援義援金・災害支援活動資金規程

(目的)

第1条 この規程は、国内における大規模な地震や台風などによる著しい被害を及ぼした災害で、激甚災害法に基づく激甚災害が指定された場合の被災された育成会会員に対する見舞金の支給および、全国手をつなぐ育成会連合会（以下「連合会」という。）で立ち上げる災害対策本部における被災地への支援活動を行うため、連合会に災害支援義援金（以下「義援金」という。）および、災害支援活動資金（以下「活動資金」という。）を受け付け、その管理、運営等に関する事項を定める。

(義援金および活動資金の申し込み)

第2条 義援金および活動資金の払い込みについては、連合会が開設する預金口座に入金するものとする。

(運用)

第3条 個人または団体より、義援金の募集に応じて義援金を払い込まれた場合には、被災地への見舞金の支給を行い、支援活動を行うための活動資金を払い込まれた場合には、被災地への支援活動を行うための資金として活用するものとする。

(義援金の配分基準)

第4条 義援金の配分基準は、義援金の入金状況、被災状況などを考慮して、被災地の育成会代表者と連合会三役の協議により決定する。

(連合会による支援活動)

第5条 連合会は、災害時支援組織に、育成会会員の協力を得て要員を派遣して支援することとする。その内容や方法については、会長が別途定める。

(災害時の活動などに要する基金への充当)

第6条 連合会は災害時の支援活動の資金として、活動資金口座の入金額を別途定める災害支援基金に充当する。

(管理)

第7条 この義援金および活動資金は、金融機関への預金、その他安全かつ有利な方法により維持及び管理する。

(管理責任者)

第8条 この義援金および活動資金の管理責任者は、全国手をつなぐ育成会連合会会長とする。

(義援金および活動資金の受入所在地)

第7条 この義援金および活動資金の預金口座は、滋賀県大津市京町4丁目3番28号 滋賀県厚生会館 公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会事務局内 全国手をつなぐ育成会連合会事務所に置く。

(利子等の処理)

第8条 この義援金および活動資金から生ずる利子は、義援金および活動資金の預金に編入する。

(処分)

第9条 この義援金および活動資金は、第1条に定める目的により取り崩すものとするが、災害見舞金を受けることができる者及び災害見舞金の額は、寄附者が用途を特定するものを除き、被災地の育成会代表者と連合会三役の協議により決定する。この場合、会長は後日、役員会に報告し承認を得るものとする。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、義援金および活動資金の管理について必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この規程は、2016年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、2017年4月1日から施行する。